

ご意見をお寄せください

まちなか活性化計画 にしわき健康プラン

パブリック・コメントを実施

「パブリック・コメント（市民意見提出手続）」とは、市民の皆さんに市の計画や条例を原案の段階でご覧いただき、建設的なご意見を踏まえてより良いものを目指そうとする制度です。市は皆さんから寄せられたご意見を参考にして、最終的な意思決定を行います。

今回は「西脇市まちなか（中心市街地）活性化計画」と「にしわき健康プラン（西脇市健康増進計画）」について、ご意見を募集します。

まちなか活性化計画

12月14日まで

まちなか（西脇区、下戸田、上野および和布町の一部）では、病院や銀行、商業施設など、さまざまな都市機能がコンパクトに立地しており、一定の利便性が確保されています。その一方で、地域住民の

少子高齢化や、空き家の増加といった課題を抱えています。そのような中で、市では庁舎と市民交流施設（現在の市民会館）の移転・新築を契機として、まちなか（中心市街地）でのにぎわいづくりや、

にしわき健康プラン

12月1日～来年1月4日

「にしわき健康プラン」は、「健康増進法」に基づき、国が示す「健康日本21」や「健康親子21」の考え方に沿って、西脇市が平成15年に策定しました。

平成17年の「食育基本法」

の制定に伴い、市では平成23年に「西脇市食育推進行動計画」を策定。さらに、平成25年にそれぞれの計画で定める健康と食育の両分野を一体的にまとめた「にしわき健康プラン（西脇市健康増進計画）」



暮らしやすさの実現を目的に、「西脇市まちなか（中心市街地）活性化計画」を策定しています。計画は基本的な方向性や実現に向けた考え方を示し、その推進を図るものです。これまでに市民アンケートやワークショップ、アイデア募集などを行い、計画素案を取りまとめました。

計画では目指すべき将来像を、「まんなかから、つながるまちづくり、働き、楽しみ、暮らす。人とまちが魅力的になる」としています。将来像の実現に向けて、次の方針を定めています。

- ①拠点とネットワークの形成
- ②まちなかの事業活動の活力増進
- ③味わい深い地域資源を生かした取り組みの推進
- ④訪れて楽しい魅力的なかわいづくり
- ⑤多様なライフスタイルが共存する居住環境づくり
- ⑥新しい価値の構築と発信

* * *

市では「西脇市まちなか（中心市街地）活性化計画」についてパブリック・コメントを実施し、市民の皆さんからご意見を募集します。

◆募集期間

12月14日（金）まで

◆閲覧場所

- ・新庁舎建設室
- ・情報公開コーナー
- ・図書館
- ・市ホームページ
- ・フェイスブック

◆意見の提出方法

任意の様式で持参、郵送、ファックスまたはEメールで新庁舎建設室へ提出してください。

◆意見の提出先

〒677-8511
西脇市郷瀬町605
新庁舎建設室あて
☎ 22-3111
☎ 22-1014
✉ chousha@city.nishiwaki.lg.jp

◆その他

- ・電話や来庁による口頭での意見はお受けできません。
- ・提出意見に対する個別の回答はいたしません。
- ・意見の反映結果など市の考え方は、提出意見とともに、後日ホームページで公開します。

◆問合せ

新庁舎建設室（市役所内線365）

を策定しました。

今年で計画策定から5年が経過することから、計画に基づいた取り組み状況について、中間評価を行います。

また、平成28年に改正された「自殺対策基本法」では、計画に「自殺予防対策」を盛り込むこととなっています。そこで市では、自殺対策計画を新たにプランに明記するとともに、今後の課題や施策の見直しを行いました。

基本理念を「地域の絆でつながり、笑顔と健康のまちなしわき」としたにしわき健康プランでは、次の3つの基本的な方向性を定めています。

- ・市民主体の健康づくり
- ・健康を支える地域づくりの推進
- ・生活習慣病の発症・重症化予防の推進

基本理念の実現に向けて、①からだの健康、②食の健康、③歯の健康、④こころの健康の4つの重点項目を設定しています。

* * *

市では「にしわき健康プラン（西脇市健康増進計画）」中間評価についてパブリック・コメントを実施し、市民の皆

さんからご意見を募集します。

◆募集期間

12月1日（土）～平成31年1月4日（金）

◆閲覧場所

- ・健康課
- ・情報公開コーナー
- ・図書館
- ・市ホームページ
- ・フェイスブック

◆意見の提出方法

任意の様式で持参、郵送、ファックスまたはEメールで健康課へ提出してください。

◆意見の提出先

〒677-8511
西脇市郷瀬町605
健康課あて
☎ 22-3111
☎ 22-15219
✉ kenkou-c@city.nishiwaki.lg.jp

◆その他

- ・電話や来庁による口頭での意見はお受けできません。
- ・提出意見に対する個別の回答はいたしません。
- ・意見の反映結果など市の考え方は、提出意見とともに、後日ホームページで公開します。

◆問合せ

健康課（市役所内線354）

